

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 11 月 27 日 (金) 第 162 号 の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (※) (水産振興課取扱い) 1
- 鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示**
- 鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※)
(鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 6
- 鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 が 管 理 す る 公 文 書 等 の 開 示 に 関 す る 規 程 の 廃 止 (※)
(鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 6
- 鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 意 見 の 聴 取 に 関 す る 手 続 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※)
(鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 6
- 熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示**
- 熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※)
(熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 7
- 熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 が 管 理 す る 公 文 書 等 の 開 示 に 関 す る 規 程 の 廃 止 (※)
(熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 8
- 熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 意 見 の 聴 取 に 関 す る 手 続 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※)
(熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 8
- 奄 美 大 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示**
- 奄 美 大 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※)
(奄 美 大 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 9
- 奄 美 大 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 が 管 理 す る 公 文 書 等 の 開 示 に 関 す る 規 程 の 廃 止 (※)
(奄 美 大 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 9
- 奄 美 大 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 意 見 の 聴 取 に 関 す る 手 続 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※)
(奄 美 大 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 9
- 鹿 児 島 県 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示**
- 鹿 児 島 県 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※)
(鹿 児 島 県 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 10
- 鹿 児 島 県 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 が 管 理 す る 公 文 書 等 の 開 示 に 関 す る 規 程 の 廃 止 (※)
(鹿 児 島 県 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 10
- 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 告 示**
- 鹿 児 島 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※)
(内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 取 扱 い) 11
- 鹿 児 島 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 が 管 理 す る 公 文 書 等 の 開 示 に 関 す る 規 程 の 廃 止 (※)
(内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 取 扱 い) 11
- 鹿 児 島 県 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 意 見 の 聴 取 に 関 す る 手 続 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※)
(内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 取 扱 い) 11

規 則

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 11 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第54号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（平成20年鹿児島県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 47 条の 4 第 2 項」を「第 47 条の 3 第 2 項」に、「第 100 条の 8 第 3 項」を「第 105 条第 3 項」に改める。

第 9 条第 1 号中「第 47 条の 3 第 2 項」を「第 47 条の 2 第 2 項」に、「第 100 条の 8 第 3 項」を「第 105 条第 3 項」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「第 100 条の 8 第 3 項」を「第 105 条第 3 項」に改める。

第 11 条中「第 100 条の 8 第 5 項」を「第 105 条第 5 項」に改める。

別表 1 の項中「第 11 条の 2 第 1 項」を「第 11 条の 3 第 1 項」に、「議決した」を「決議した」に、「第 11 条の 2 第 3 項」を「第 11 条の 3 第 3 項」に、「第 8 条第 1 項」を「第 105 条」に改め、同表 2 の項中「第 11 条の 2 第 1 項」を「第 11 条の 3 第 1 項」に、「議決した」を「決議した」に、「第 11 条の 2 第 3 項」を「第 11 条の 3 第 3 項」に、「第 8 条第 1 項」を「第 105 条」に改め、同表 3 の項中「第 11 条の 4 第 1 項」を「第 11 条の 5 第 1 項」に、「議決した」を「決議した」に改め、同表 4 の項中「第 11 条の 4 第 3 項」を「第 11 条の 5 第 3 項」に、「議決した」を「決議した」に改め、同表 5 の項中「第 11 条の 4 第 3 項」を「第 11 条の 5 第 3 項」に、「議決した」を「決議した」に改め、同表 6 の項中「第 11 条の 4 第 4 項」を「第 11 条の 5 第 4 項」に、「議決した」を「決議した」に改め、同表 7 の項中「第 11 条の 5」を「第 11 条の 7」に改め、同表 8 の項中「第 11 条の 11 第 1 項ただし書」を「第 11 条の 14 第 1 項ただし書」に改め、同表 9 の項中「第 11 条の 11 第 2 項」を「第 11 条の 14 第 2 項」に改め、同表 10 の項中「第 11 条の 12 ただし書」を「第 11 条の 15 ただし書」に、「第 100 条の 8 第 1 項」を「第 105 条第 1 項」に改め、同表 11 の項中「第 100 条の 8 第 1 項」を「第 105 条第 1 項」に、「議決した」を「決議した」に改め、同表 12 の項中「第 100 条の 8 第 1 項」を「第 105 条第 1 項」に、「議決した」を「決議した」に、「議決を」を「決議を」に改め、同表 13 の項中「第 100 条の 8 第 1 項」を「第 105 条第 1 項」に、「議決した」を「決議した」に改め、同表 14 の項中「第 100 条の 8 第 1 項」を「第 105 条第 1 項」に、「議決した」を「決議した」に、「議決を」を「決議を」に改め、同表 18 の項中「第 87 条の 4 第 2 項」を「第 87 条の 3 第 2 項」に改め、同表 19 の項中「起算した今後」を「起算して」に改め、同表 20 の項から 22 の項までの規定中「第 100 条の 8 第 3 項」を「第 105 条第 3 項」に改め、同表 23 の項中「第 100 条の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による」を「第 105 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による」に、「議決した」を「決議した」に、「法第 53 条第 1 項（法第 92 条第 3 項、第 96 条第 3 項、第 100 条第 3 項及び第 100 条の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により作成した財産目録及び」を「最終事業年度に係る」に、「第 100 条の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する」を「第 105 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する」に、「第 11 条の 2」を「第 11 条の 3」に改め、同表 24 の項中「第 100 条の 8 第 3 項」を「第 105 条第 3 項」に、「議決した」を「決議した」に改め、同表 25 の項中「第 100 条の 8 第 4 項」を「第 105 条第 4 項」に改め、同表 26 の項中「第 100 条の 8 第 5 項」を「第 105 条第 5 項」に、「議決した」を「決議した」に改め、同表 27 の項中「第 68 条第 5 項」を「第 68 条第 4 項（法第 96 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 68 条第 6 項」に、「第 100 条の 8 第 5 項」を「第 105 条第 5 項」に、「又は第 91 条第 5 項」を「第 91 条第 4 項（法第 100 条第 5 項において準用する場合を含む。）」又は第 91 条第 6 項」に改め、同項の次に次の 2 項を加える。

<p>27 の 2 法第 68 条の 2 第 1 項（法第 86 条第 4 項、第 92 条第 5 項、第 96 条第 5 項及び第 100 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による事業を廃止して</p>	<p>組合の事業を廃止していない旨の届出書（別記第 31 号様式の 2）</p>	<p>(1) 事業を廃止していない旨を記載した書面 (2) 最終の財産目録又は貸借対照表 (3) (2)に規定する財産目録又は貸借対照表を承認した総会又は総代会の議事録の謄本 (4) 定款</p>
---	--	---

いない旨の届出		(5) 役員名簿 (6) 組合員名簿
27の3 法第68条の3第3項(法第86条第4項, 第92条第5項, 第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定による組合の継続の届出	組合の継続の届出書(別記第31号様式の3)	(1) 継続を決議した総会又は総代会の議事録の謄本 (2) 継続の登記に係る登記事項証明書

別表28の項中「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改め、同表29の項及び31の項中「議決した」を「決議した」に改め、同表34の項中「第86条の9」を「第86条の10」に改め、同表36の項中「議決」を「決議」に改め、同表37の項中「第126条の2第3号」を「第126条第3号」に改め、同表38の項中「第126条の2第4号」を「第126条第4号」に改め、同表39の項中「第126条の2第5号」を「第126条第5号」に改め、同表40の項中「第126条の2第12号(」を「第126条第12号及び」に改め、「に掲げる場合に限る。)」を削る。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「第11条の2第1項」を「第11条の3第1項」に改める。

別記第3号様式中「第11条の4第1項」を「第11条の5第1項」に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「第11条の4第3項」を「第11条の5第3項」に改める。

別記第6号様式中「第11条の4第4項」を「第11条の5第4項」に改める。

別記第7号様式中「第11条の5」を「第11条の7」に改める。

別記第8号様式中「第11条の11第1項ただし書」を「第11条の14第1項ただし書」に改める。

別記第9号様式中「第11条の11第2項」を「第11条の14第2項」に改める。

別記第10号様式中「第11条の12ただし書」を「第11条の15ただし書」に、「第100条の8第1項」を「第105条第1項」に改める。

別記第11号様式から別記第14号様式までの規定中「第100条の8第1項」を「第105条第1項」に改める。

別記第18号様式中「第87条の4第2項」を「第87条の3第2項」に改める。

別記第20号様式から別記第24号様式までの規定中「第100条の8第3項」を「第105条第3項」に改める。

別記第25号様式中「第100条の8第4項」を「第105条第4項」に改める。

別記第30号様式中「第100条の8第5項」を「第105条第5項」に改める。

別記第31号様式中「第68条第5項(第96条第5項(第100条の8第5項)において準用する同法第68条第5項)」を「第68条第4項(第96条第5項において準用する同法第68条第4項, 第68条第6項, 第96条第5項(第105条第5項)において準用する同法第68条第6項, 第91条第4項, 第100条第5項において準用する同法第91条第4項)」に、「第91条第5項」を「第91条第6項」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

第 31 号 様 式 の 2 (第 3 条 関 係)

組 合 の 事 業 を 廃 止 し て い な い 旨 の 届 出 書

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

所在地
組 合 名
代 表 者 の 職 及 び 氏 名 印

組 合 の 事 業 を 廃 止 し て い な い の で , 水 産 業 協 同 組 合 法 第 68 条 の 2 第 1 項 (第 86 条 第 4 項 (第 92 条 第 5 項 , 第 96 条 第 5 項 , 第 100 条 第 5 項) に お い て 準 用 す る 同 法 第 68 条 の 2 第 1 項) の 規 定 に よ り , 関 係 書 類 を 添 え て 届 け 出 ます。

第 31 号 様 式 の 3 (第 3 条 関 係)

組 合 の 継 続 の 届 出 書

年 月 日

鹿 児 島 県 知 事 殿

所在地
組 合 名
代 表 者 の 職 及 び 氏 名 印

組 合 を 継 続 す る の で , 水 産 業 協 同 組 合 法 第 68 条 の 3 第 3 項 (第 86 条 第 4 項 (第 92 条 第 5 項 , 第 96 条 第 5 項 , 第 100 条 第 5 項) に お い て 準 用 す る 同 法 第 68 条 の 3 第 3 項) の 規 定 に よ り , 関 係 書 類 を 添 え て 届 け 出 ます 。

別記第 32 号様式中「第 100 条の 8 第 5 項」を「第 105 条第 5 項」に改める。
別記第 32 号様式の 7 中「第 86 条の 9」を「第 86 条の 10」に改める。
別記第 34 号様式中「議決」を「決議」に改める。
別記第 34 号様式の 2 中「第 126 条の 2 第 3 号」を「第 126 条第 3 号」に改める。
別記第 34 号様式の 3 中「第 126 条の 2 第 4 号」を「第 126 条第 4 号」に改める。
別記第 34 号様式の 4 中「第 126 条の 2 第 5 号」を「第 126 条第 5 号」に改める。
別記第 34 号様式の 5 中「第 126 条の 2 第 12 号」を「第 126 条第 12 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

鹿児島海区漁業調整委員会告示

鹿児島海区漁業調整委員会告示第 2 - 1 号

鹿児島海区漁業調整委員会事務規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

令和 2 年 11 月 27 日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

鹿児島海区漁業調整委員会事務規程の一部を改正する規程

鹿児島海区漁業調整委員会事務規程（昭和 37 年鹿児島海区漁業調整委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「漁業法第 85 条第 3 項第 2 号の委員（知事選任委員）」を「委員」に改める。

第 9 条中「あずかる」を「参与する」に改め、同条ただし書中「において特に承認された」を「の承認があつた」に改める。

第 12 条中「一般の縦覧に供する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」に改める。

第 14 条第 1 項中「第 105 条」を「第 147 条」に改める。

第 16 条中「つど」を「都度」に改める。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

鹿児島海区漁業調整委員会告示第 2 - 2 号

昭和 63 年 9 月 7 日鹿児島海区漁業調整委員会告示第 1 号（鹿児島海区漁業調整委員会が管理する公文書等の開示に関する規程）は、令和 2 年 11 月 27 日限り廃止する。

令和 2 年 11 月 27 日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

鹿児島海区漁業調整委員会告示第 2 - 3 号

鹿児島海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

令和 2 年 11 月 27 日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

鹿児島海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程

鹿児島海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程（平成 8 年鹿児島海区漁業調整委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 10 条、第 34 条第 4 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項並びに第 39 条第 1 項、第 2 項及び第 13 項（第 36 条第 3 項において準用する場合を含む。）並びに第 38 条第 3 項」を「第 86 条第 1 項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第 89 条第 1 項、第 92 条第 1 項及び第 2 項並びに第 93 条第 1 項（これらの規定を法第 88 条第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第 116 条第 2 項及び第 3 項並びに第 177 条第 14 項において準用する同条第 6 項」に改める。

第 7 条を削る。

第6条中「第1条の2」を「第9条第1項」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「弁明する」を「陳述する」に、「、弁明」を「、陳述」に改め、同条を第6条とする。

第4条第3項中「その時」を「意見の聴取の期日を変更した時」に、「第1条の2」を「第9条第1項」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し中「処分の原因となる事実等」を「期日及び案件」に改め、同条第1項中「処分の原因となる事実のほか、令第1条の2」を「令第9条第1項」に改め、「行政手続法」の次に「（平成5年法律第88号）」を、「第3号」の次に「まで」を加え、同条第2項中「委員会の事務所に掲示する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 鹿児島県公報に掲載
- (2) 委員会の事務所の掲示場に掲示

第3条を第4条とする。

第2条中「（法第10条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。次条から第12条までにおいて同じ。）」を削り、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（開催の決定）

第2条 委員会において、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

第8条第1項中「第1条の2」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「弁明に」を「陳述に」に、「弁明した」を「陳述した」に改める。

第9条の見出し中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条中「第1条の2」を「第9条第1項」に、「弁明書」を「陳述書」に改める。

第10条第1項中「第1条の2」を「第9条第1項」に改め、同項第5号中「弁明の」を「陳述の」に、「弁明書」を「陳述書」に、「弁明を」を「陳述を」に改め、同条第3項中「第1条の2」を「第9条第1項」に改め、同項第1号中「当事者等」を「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人」に改める。

第11条第1項中「第1条の2」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「当事者等」を「請求者」に改める。

第12条中「かんがみ」を「鑑み」に、「第1条の2」を「第9条第1項」に改める。

第13条及び第14条を削る。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

熊毛海区漁業調整委員会告示

熊毛海区漁業調整委員会告示第2-1号

熊毛海区漁業調整委員会事務規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

令和2年11月27日

熊毛海区漁業調整委員会会長 川南進

熊毛海区漁業調整委員会事務規程の一部を改正する規程

熊毛海区漁業調整委員会事務規程（昭和34年熊毛海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「漁業法第85条第3項第2号の委員（知事選任委員）」を「委員」に改める。

第9条中「あずかる」を「参与する」に改め、同条ただし書中「において特に承認された」を「の承認があつた」に改める。

第12条中「一般の縦覧に供する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」に改める。

第14条第1項中「第105条」を「第147条」に改める。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

熊毛海区漁業調整委員会告示第 2 - 2 号

昭和 63 年 9 月 7 日熊毛海区漁業調整委員会告示第 1 号（熊毛海区漁業調整委員会が管理する公文書等の開示に関する規程）は、令和 2 年 11 月 27 日限り廃止する。

令和 2 年 11 月 27 日

熊毛海区漁業調整委員会会長 川南進

熊毛海区漁業調整委員会告示第 2 - 3 号

熊毛海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

令和 2 年 11 月 27 日

熊毛海区漁業調整委員会会長 川南進

熊毛海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程

熊毛海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程（平成 8 年熊毛海区漁業調整委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 10 条、第 34 条第 4 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項並びに第 39 条第 1 項、第 2 項及び第 13 項（第 36 条第 3 項において準用する場合を含む。）並びに第 38 条第 3 項」を「第 86 条第 1 項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第 89 条第 1 項、第 92 条第 1 項及び第 2 項並びに第 93 条第 1 項（これらの規定を法第 88 条第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第 116 条第 2 項及び第 3 項並びに第 177 条第 14 項において準用する同条第 6 項」に改める。

第 7 条を削る。

第 6 条中「第 1 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 項中「弁明する」を「陳述する」に、「、弁明」を「、陳述」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条第 3 項中「その時」を「意見の聴取の期日を変更した時」に、「第 1 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条の見出し中「処分の原因となる事実等」を「期日及び案件」に改め、同条第 1 項中「処分の原因となる事実のほか、令第 1 条の 2」を「令第 9 条第 1 項」に改め、「行政手続法」の次に「（平成 5 年法律第 88 号）」を、「第 3 号」の次に「まで」を加え、同条第 2 項中「委員会の事務所に掲示する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 鹿児島県公報に掲載
- (2) 委員会の事務所の掲示場に掲示

第 3 条を第 4 条とする。

第 2 条中「（法第 10 条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。次条から第 12 条までにおいて同じ。）」を削り、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（開催の決定）

第 2 条 委員会において、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

第 8 条第 1 項中「第 1 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「弁明に」を「陳述に」に、「弁明した」を「陳述した」に改める。

第 9 条の見出し中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条中「第 1 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に、「弁明書」を「陳述書」に改める。

第 10 条第 1 項中「第 1 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に改め、同項第 5 号中「弁明の」を「陳述の」に、「弁明書」を「陳述書」に、「弁明を」を「陳述を」に改め、同条第 3 項中「第 1 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に改め、同項第 1 号中「当事者等」を「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人」に改める。

第 11 条第 1 項中「第 1 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「当事者等」を「請求者」に改める。

第 12 条中「かんがみ」を「鑑み」に、「第 1 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に改める。

第 13 条及び第 14 条を削る。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

奄美大島海区漁業調整委員会告示

奄美大島海区漁業調整委員会告示第 2 - 1 号

奄美大島海区漁業調整委員会事務規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

令和 2 年 11 月 27 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

奄美大島海区漁業調整委員会事務規程の一部を改正する規程

奄美大島海区漁業調整委員会事務規程（昭和 34 年奄美大島海区漁業調整委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「漁業法第 85 条第 3 項第 2 号の委員（知事選任委員）」を「委員」に改める。

第 10 条中「あずかる」を「参与する」に改め、同条ただし書中「において特に承認された」を「の承認があつた」に改める。

第 13 条中「一般の縦覧に供する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」に改める。

第 14 条第 1 項中「第 105 条」を「第 147 条」に改める。

第 16 条第 1 項中「前各条」を「この規程」に、「つど」を「都度」に改める。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

奄美大島海区漁業調整委員会告示第 2 - 2 号

昭和 63 年 9 月 7 日奄美大島海区漁業調整委員会告示第 1 号（奄美大島海区漁業調整委員会が管理する公文書等の開示に関する規程）は、令和 2 年 11 月 27 日限り廃止する。

令和 2 年 11 月 27 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

奄美大島海区漁業調整委員会告示第 2 - 3 号

奄美大島海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

令和 2 年 11 月 27 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

奄美大島海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程

奄美大島海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程（平成 8 年奄美大島海区漁業調整委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 10 条、第 34 条第 4 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項並びに第 39 条第 1 項、第 2 項及び第 13 項（第 36 条第 3 項において準用する場合を含む。）並びに第 38 条第 3 項」を「第 86 条第 1 項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第 89 条第 1 項、第 92 条第 1 項及び第 2 項並びに第 93 条第 1 項（これらの規定を法第 88 条第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第 116 条第 2 項及び第 3 項並びに第 177 条第 14 項において準用する同条第 6 項」に改める。

第 7 条を削る。

第 6 条中「第 1 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 項中「弁明する」を「陳述する」に、「、弁明」を「、陳述」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条第 3 項中「その時」を「意見の聴取の期日を変更した時」に、「第 1 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条の見出し中「処分の原因となる事実等」を「期日及び案件」に改め、同条第 1 項中「処分の原因となる事実のほか、令第 1 条の 2」を「令第 9 条第 1 項」に改め、「行政手続法」

の次に「（平成5年法律第88号）」を、「第3号」の次に「まで」を加え、同条第2項中「委員会の事務所に掲示する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 鹿児島県公報に掲載
- (2) 委員会の事務所の掲示場に掲示

第3条を第4条とする。

第2条中「（法第10条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。次条から第12条までにおいて同じ。）」を削り、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（開催の決定）

第2条 委員会において、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

第8条第1項中「第1条の2」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「弁明に」を「陳述に」に、「弁明した」を「陳述した」に改める。

第9条の見出し中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条中「第1条の2」を「第9条第1項」に、「弁明書」を「陳述書」に改める。

第10条第1項中「第1条の2」を「第9条第1項」に改め、同項第5号中「弁明の」を「陳述の」に、「弁明書」を「陳述書」に、「弁明を」を「陳述を」に改め、同条第3項中「第1条の2」を「第9条第1項」に改め、同項第1号中「当事者等」を「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人」に改める。

第11条第1項中「第1条の2」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「当事者等」を「請求者」に改める。

第12条中「かんがみ」を「鑑み」に、「第1条の2」を「第9条第1項」に改める。

第13条及び第14条を削る。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示

鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示第2-1号

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

令和2年11月27日

鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長 甲山博明

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務規程の一部を改正する規程

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務規程（昭和33年鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第111条及び第85条第2項」を「第151条において準用する同法第137条第2項」に改める。

第8条中「委員会」を「連合委員会」に改める。

第10条中「あずかる」を「参与する」に改め、同条ただし書中「委員会において特に承認された」を「連合委員会の承認があつた」に改める。

第13条中「一般の縦覧に供する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」に改める。

第14条第2項中「委員会」を「連合委員会」に改める。

第16条中「つど」を「都度」に改める。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示第2-2号

昭和63年11月25日鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示第1号（鹿児島県連合海区漁業調整委員会が管理する公文書等の開示に関する規程）は、令和2年11月27日限り廃止する。

令和2年11月27日

内水面漁場管理委員会告示**鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第 2 - 1 号**

鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

令和 2 年 11 月 27 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程の一部を改正する規程

鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程（昭和 38 年鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「あずかる」を「参与する」に改め、同条ただし書中「において特に承認された」を「の承認があつた」に改める。

第 12 条中「一般の縦覧に供する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」に改める。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第 2 - 2 号

昭和 63 年 8 月 10 日鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第 1 号（鹿児島県内水面漁場管理委員会が管理する公文書等の開示に関する規程）は、令和 2 年 11 月 27 日限り廃止する。

令和 2 年 11 月 27 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第 2 - 3 号

鹿児島県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

令和 2 年 11 月 27 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

鹿児島県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部を改正する規程

鹿児島県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程（平成 8 年鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 10 条、第 34 条第 4 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項並びに第 39 条第 1 項、第 2 項及び第 13 項（第 36 条第 3 項において準用する場合を含む。）並びに第 38 条第 3 項」を「第 86 条第 1 項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第 89 条第 1 項、第 92 条第 1 項及び第 2 項並びに第 93 条第 1 項（これらの規定を法第 88 条第 4 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第 169 条第 2 項及び第 177 条第 14 項において準用する同条第 6 項」に改める。

第 7 条を削る。

第 6 条中「第 1 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 項中「弁明する」を「陳述する」に、「、弁明」を「、陳述」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条第 3 項中「その時」を「意見の聴取の期日を変更した時」に、「第 1 条の 2」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条の見出し中「処分の原因となる事実等」を「期日及び案件」に改め、同条第 1 項中「処分の原因となる事実のほか、令第 1 条の 2」を「令第 9 条第 1 項」に改め、「行政手続法」の次に「（平成 5 年法律第 88 号）」を、「第 3 号」の次に「まで」を加え、同条第 2 項中「委員会の事務所に掲示する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 鹿児島県公報に掲載
- (2) 委員会の事務所の掲示場に掲示

第3条を第4条とする。

第2条中「（法第10条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。次条から第12条までにおいて同じ。）」を削り、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（開催の決定）

第2条 委員会において、意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

第8条第1項中「第1条の2」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「弁明に」を「陳述に」に、「弁明した」を「陳述した」に改める。

第9条の見出し中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条中「第1条の2」を「第9条第1項」に、「弁明書」を「陳述書」に改める。

第10条第1項中「第1条の2」を「第9条第1項」に改め、同項第5号中「弁明の」を「陳述の」に、「弁明書」を「陳述書」に、「弁明を」を「陳述を」に改め、同条第3項中「第1条の2」を「第9条第1項」に改め、同項第1号中「当事者等」を「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人」に改める。

第11条第1項中「第1条の2」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「当事者等」を「請求者」に改める。

第12条中「かんがみ」を「鑑み」に、「第1条の2」を「第9条第1項」に改める。

第13条及び第14条を削る。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。